

平成19年11月定例会

福井県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成19年11月16日開会

平成19年11月16日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

○ 招集に応じた議員（11月16日）

1番	木下章君	2番	原幸雄君
3番	富永芳夫君	4番	辻健一郎君
5番	山本富夫君	6番	寺澤繁夫君
7番	清水宏君	8番	水津達夫君
9番	玉邑哲雄君	10番	佐々木富基君
11番	福田修治君	12番	内藤博男君
13番	西嶋久夫君	14番	井上信雄君
15番	砂子三郎君	16番	笠松捷多朗君
17番	吉田琴一君	18番	谷口健次君
19番	田辺義輝君	20番	山川豊君
21番	西岡紀夫君	22番	酒井英夫君

平成19年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局出席職員	1
説明員	1
臨時議長紹介	2
開会宣告	2
開議宣告	2
広域連合長職務代理者あいさつ	2
臨時議長報告	3
日程1 議長の選挙について	3
あいさつ	
○谷口健次君	4
休憩宣告	4
再開宣告	4
日程2 議席の指定について	5
日程3 会議録署名議員の指名について	5
日程4 会期の決定について	5
日程5 副議長の選挙について	5
あいさつ	
○寺澤繁夫君	6
日程6 第19号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の制定について	6
提案理由説明	
○今井広域連合長職務代理者	6
○田中事務局長	6
採 決	8
日程7 第20号議案 平成18年度福井県後期高齢者医療広域連合一般 会計歳入歳出決算の認定について	8
提案理由説明	
○今井広域連合長職務代理者	8
○田中事務局長	8
採 決	9

日程 8 一般質問

○木下章君

- 1 保険料の減免について 9
- 2 保険料の滞納対策について 10

○今井広域連合長職務代理者 10

○木下章君 11

○今井広域連合長職務代理者 11

○田中事務局長 11

○辻健一郎君

- 1 国民健康保険、社会保険制度との違いについて 12
- 2 公平の原則について 12
- 3 制度周知について 12

○今井広域連合長職務代理者 12

○辻健一郎君 14

○今井広域連合長職務代理者 14

○田中事務局長 14

○辻健一郎君 15

○田中事務局長 15

広域連合長職務代理者あいさつ 16

閉会宣告 16

平成19年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧表

(議案)

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第19号議案	福井県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の 制定について	広域連合長 職務代理者	19.11.16	19.11.16	原案可決
第20号議案	平成18年度福井県後期高齢者 医療広域連合一般会計歳入歳出 決算の認定について	〃	〃	〃	〃

平成19年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月日	曜	時間	会議	場所	会議事項
11月16日	木	午後2時20分	本会議	福井県自治会館 201研修室	開会 正副議長選挙 議案上程 採決 一般質問 閉会

第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成19年11月16日（金曜日）午後2時20分開議

平成19年11月16日、第2回定例会が福井県自治会館201研修室（議場）に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

- 日程1 議長の選挙について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 会期の決定について
- 日程5 副議長の選挙について
- 日程6 第19号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程7 第20号議案 平成18年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程8 一般質問

○出席議員（22人）

- 1番 木下 章君 2番 原 幸雄君
3番 富永 芳夫君 4番 辻 健一郎君
5番 山本 富夫君 6番 寺澤 繁夫君
7番 清水 宏君 8番 水津 達夫君

- 9番 玉邑 哲雄君 10番 佐々木富基君
11番 福田 修治君 12番 内藤 博男君
13番 西嶋 久夫君 14番 井上 信雄君
15番 砂子 三郎君 16番 笠松捷多朗君
17番 吉田 琴一君 18番 谷口 健次君
19番 田辺 義輝君 20番 山川 豊君
21番 西岡 紀夫君 22番 酒井 英夫君

○欠席議員（1人）

- 23番 上田 誠君

○事務局出席職員

- 事務局長 田 中 嘉 久
事務局次長 稲 葉 重 和
業務課長 橋 本 孝 治
会計管理者 西 川 一 栄
業務課長補佐 野 崎 俊 也
業務課主査 長谷川 正 広
業務課主査 中 村 弘 和
総務課主査 中 島 正 登

○説明のため出席した者

- 広域連合長職務代理者 今 井 理 一 君
副広域連合長 山 岸 正 裕 君

○事務局長(田中嘉久君) 事務局長の田中です。
開会に先立ちまして、事務局からお願いを申し上げます。

本日招集されました広域連合議会には議長、副議長がともに欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員さんに臨時に議長の職務を行っていただくこととなっております。出席議員の中で、辻健一郎議員が最年長でございますので、ご紹介をさせていただきますとともに、臨時議長の職務をお願いしたいと存じます。

辻議員さんには議長席へご着席願います。

(辻臨時議長 議長席着席)

○臨時議長(辻健一郎君) 全員協議会に引き続きまして、新たな議長が選出するまで、しばらく私のほうで進めさせていただきたいと思います。

どうか皆さん方のご協力をお願い申し上げたいと思います。

ただ今ご紹介をいただきました辻でございます。今ほどごあいさつ申し上げましたので、直ちに議事に移らせていただきたいと思います。

ただ今の出席議員は22人であります。地方自治法第113条の規定により定数に達しておりますので、これより平成19年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、23番上田誠君の1名であります。

ここで広域連合長職務代理者より発言を求められておりますので、許可いたします。

(今井広域連合長職務代理者 登壇)

○広域連合長職務代理者(今井理一君) 本日ここに、平成19年福井県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会が開催されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めてご多忙のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、21世紀に入り、我が国は超少子高齢化社会の到来を迎えようとしております。一方では、高齢者人口の増加や医療技術の進歩に伴い、老人医療費が急激に増大しており、公的医療制度を担う国や地方の財政は、今後ますます厳しさを増してくるものと予想されます。こうした中で、広域連合による後期高齢者医療制度の運用は、福井県全域を単位とする広域化により健全な財政運営を図り、安定した保険運営を目指すものであり、迫りくる高齢化社会に備え、公的医療制度全体の将来を見据えた画期的で重要な取組みとなるものであります。このためにも平成20年度から後期高齢者の方々に信頼される後期高齢者医療制度の円滑かつ着実な運用開始を図ることが、私どもの広域連合にとって当面の最大の課題であり、使命であります。

現在、広域連合では、電算システムの構築や、保険事業の実施体制の整備、市町を始め国保連合会等関係機関との連携体制の確立など、来年4月の制度開始に向け、全力を挙げて鋭意準備を進めているところであります。

また、本定例会におきましては、この新しい制度の実施に必要な保険給付や、保健事業、保険料

を定める後期高齢者医療に関する条例など重要案を提案させていただいておりますので、何とぞ十分なるご審議をいただき、妥当なるご決議又はご承認を賜りますようお願い申し上げます。

多くの難しい課題が山積みいたしておりますが、窓口業務を担う市町と緊密な連携協力を図るとともに、議員の皆様と力を合わせて運営責任が果たせるよう全力を尽くしてまいり所存であります。今後とも議員各位の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単でございますが、招集のご挨拶といたします。

○臨時議長（辻健一郎君） 次に、議事に先立ちまして、ここで報告申し上げます。

このたび県内17市町から選出いただきました当広域連合議員のうち、2番立石武志君、3番木橋正昭君、5番藤本誠君、6番森口忠俊君、8番佐々木敏幸君、16番北山謙治君、17番松山俊弘君、18番山口清盛君、19番近藤高昭君の以上9名は議員の任期満了に伴い、また14番渡辺恵君からは当広域連合議会議員を辞職したい旨の願いがありました。地方自治法第108条の規定に基づき、副議長においてこれを受理し、辞職を許可いたしました。

なお、この辞職に伴いまして新たに10名の議員が選出され、当広域連合議会議員に就任されましたことをあわせてご報告申し上げます。

ここで、新しく当広域連合議会議員となられました皆さんをご紹介申し上げたいと存じます。

氏名を事務局から朗読させます。

○事務局長（田中嘉久君） それでは、氏名を朗

読させていただきます。

原幸雄君、富永芳夫君、山本富夫君、寺澤繁夫君、水津達夫君、井上信雄君、笠松捷多朗君、吉田琴一君、谷口健次君、田辺義輝君、以上です。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（辻健一郎君） なお、このたび新たに選出されました議員につきましては、議事の進行上、ただ今ご着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議長に谷口健次君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました谷口健次君を、福井県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました谷口健次君が、福井県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただ今議長に当選されました谷口健次君が議場におられますので、本席から当選を告知いたします。

当選人のあいさつをお願いいたします。

○議長(谷口健次君) ただ今ご推選をいただきまして、誠にありがとうございます。福井市議会議長をやっております谷口健次でございます。

このたび福井県後期高齢者医療広域連合の議長ということで、皆さんにご協力をお願いしたいと思います。どうかひとつよろしくお願いいたします。

そして、後期高齢者医療広域連合ということで、来年の4月からこれが施行されるわけでございますけれども、住民の健康と命という最重要課題を我々は背負って進まなければならないと思っております。これに対しまして、皆さん方のご意見、そして色々な住民の方々のご意見等を取り入れながら前へ進めてまいりたいということを、今思っておるわけでございます。これも皆さん方のご協力がなくてはできないことでございますので、私自身も誠心誠意努力してまいりますけれども、皆さん方におかれましても一つご協力等をお願い申し上げます。私のご挨拶に代えさせていただきます。

ます。

よろしくお願いいたします。

○臨時議長(辻健一郎君) 議長が選挙されましたので、私の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

新しい谷口議長さんには、議長席のほうへお着きいただきたいと思います。

(辻臨時議長 議長席退席、谷口議長 議長席着席)

○議長(谷口健次君) これより私が議長の職務を務めさせていただきます。何とぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

準備が整い次第全員協議会を再開いたしますので、議員の皆様方におかれましては、自席にてしばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

また、傍聴の方におかれましては、一旦ご退席をお願いいたします。

午後2時38分 休憩

午後2時40分 全員協議会開会

午後3時15分 全員協議会閉会

午後3時25分 再開

○議長(谷口健次君) それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程2 議席の指定を行います。

今回、新たに当広域連合議会議員に選出されま

した皆様の議席は、福井県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名と議席番号を事務局に朗読させます。

○事務局長（田中嘉久君） それでは、氏名と議席番号を順に朗読させていただきます。

原幸雄議員は、2番に指定いたします。

富永芳夫議員の議席は、3番に指定いたします。

山本富夫議員の議席は、5番に指定いたします。

寺澤繁夫議員の議席は、6番に指定いたします。

水津達夫議員の議席は、8番に指定いたします。

井上信雄議員の議席は、14番に指定いたします。

笠松捷多朗議員の議席は、16番に指定いたします。

吉田琴一議員の議席は、17番に指定いたします。

谷口健次議員の議席は、18番に指定いたします。

田辺義輝議員の議席は、19番に指定いたします。

以上です。

○議長（谷口健次君） 続きまして、日程3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、3番富永芳夫君、4番辻健一郎君を指名いたします。

日程4 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決しました。

日程5 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することを決しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長に寺澤繁夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました寺澤繁夫君を、福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました寺澤繁夫君が福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

ただ今副議長に当選されました寺澤繁夫君が議場におられますので、本席から当選を告知いたします。

当選人のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（寺澤繁夫君） ただ今議員各位のご推挙によりまして、福井県後期高齢者医療広域連合議会の副議長に選ばれました寺澤でございます。どうかよろしくお願い申し上げたいと存じます。

その責任の重大さも痛感しておる次第でございます。もとより微力でございますが、谷口議長を補佐し、円滑な議会運営に努め、広域連合の発展と高齢者の皆さん方の福祉向上に最善の努力を払ってまいりたいと存じておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げる次第でございます。

また、後期高齢者医療制度の来年4月の施行に向けまして、県内の後期高齢者の方々が安心して医療サービスを受けられますよう、誠心誠意努力をしてまいりたいと存じております。

何とぞ議員各位並びに理事者各位のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつといたします。どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（谷口健次君） 次に、日程6 第19号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

広域連合長職務代理者から提案理由の説明を求めます。

（今井広域連合長職務代理者 登壇）

○広域連合長職務代理者（今井理一君） ただ今

上程されました第19号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、平成20年4月より後期高齢者医療制度が施行されるに当たり、高齢者の医療の確保に関する法律第86条及び第115条の規定に基づき、福井県後期高齢者医療広域連合が行う医療給付及び賦課する保険料等に関する事項を政令で定める基準に従って定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明をさせますので、何とぞ慎重なるご審議の上、妥当なる議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○事務局長（田中嘉久君） ただ今広域連合長職務代理者より提案理由の説明がありました第19号議案につきまして、補足説明いたします。

本案は、平成20年4月より施行されます後期高齢者医療制度につきまして、当広域連合が行う医療給付、保健事業、保険料等を定める条例でございます。

医療給付といたしましては、第2条で葬祭費5万円を、保健事業としましては、高齢者の医療の確保に関する法律第125条により努力義務となっておりますが、各市町のこれまでの健康診査の取組み状況を考慮し、後期高齢者の被保険者が安心した生活を送れるよう、健康診査の基本的な受診項目について、各市町への補助事業という形で実施をいたしますので、第3条で保健事業の実施を明文化いたしております。

第5条から第23条におきましては、保険料等

について規定いたしております。

保険料につきましては、第5条において所得割額と均等割額の合計からなる旨を規定しております。ただし書きにおきまして、被用者保険の被扶養者の20年4月から2年間の取扱いとして、均等割額のみ保険料となりますことを規定いたしております。

また、厚生労働省より、被用者保険の被扶養者につきましては、平成20年度、21年度における保険料の賦課の特例として、平成20年4月から9月までの6か月間の凍結と、10月から平成21年3月までの6か月間を9割軽減する旨の文書が出されておりますので、附則第4条、第5条において規定いたしております。

第6条では、所得割額の算定方法、第7条では均等割額の算定方法が規定されており、第8条では所得割率及び均等割額の県内均一での賦課について、第9条では平成20年度、21年度の所得割率を7.9%とすること、第10条では同期間の均等割額を4万3,700円とする旨を規定いたしております。

保険料の賦課限度額を50万円とすること、賦課期日を4月1日とすることにつきましては、第11条、第12条で規定いたしております。

第13条では、保険料の賦課総額の算定の方法につきまして、第14条では、賦課期日後において被保険者が資格を取得した場合、喪失した場合の保険料の算定方法を規定いたしております。

第15条では、低所得者に対して賦課する均等割額をその世帯の所得に応じて、7割、5割、2

割減額する旨の規定をしております。

第16条では、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して2年間均等割額を半額のみとする旨の規定をいたしております。

また、第18条、第19条では、被保険者又はその属する世帯の世帯主が災害による著しい損害を被った場合や、被保険者の属する世帯主が障害等を受け、著しい収入の減額があった場合等の保険料徴収猶予及び減免を、第20条以降では、被保険者等の所得等の申告書の提出、賦課期日後に被保険者の異動があった場合の保険料額の算定等について規定いたしております。

附則第2条におきましては、公的年金等の所得に係る当分の間の特別控除の規定をいたしております。

以上、第19号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口健次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

第19号議案につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程7 第20号議案 平成18年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

広域連合長職務代理者から提案理由の説明を求めます。

（今井広域連合長職務代理者 登壇）

○広域連合長職務代理者（今井理一君） ただ今上程されました第20号議案 平成18年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、当広域連合が設立いたしました平成19年2月1日から2か月間の一般会計歳入歳出の決算を、地方自治法第233条の規定に基づきまして、監査委員からの審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類とあわせて提出いたし、議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明をさせていただきますので、何とぞ慎重なるご審議の上妥当なる議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

（田中事務局長 登壇）

○事務局長（田中嘉久君） ただ今広域連合長職務代理者より提案理由の説明がありました第20

号議案につきまして、補足説明をいたします。

議案15ページの決算書をお開き願います。

本案は、当広域連合が設立いたしました本年2月1日から3月31日までの2か月間の一般会計歳入歳出の決算でございます。

歳入総額1,563万4,426円、歳出総額1,280万2,409円で、差引き額283万2,017円が翌年度へ繰越しとなるものでございます。

まず、歳入につきましては、22ページの事項別明細書をお開き願います。

第1款分担金及び負担金といたしましては、広域連合の一般経費に係る福井県後期高齢者医療広域連合規約第19条第2項に基づく負担割合による構成17市町の負担金、共通経費負担金1,430万9,000円を、第2款国庫支出金では、広域連合の事務経費に係る補助金、老人医療費適性化推進費補助金を対象経費の2分の1となる41万2,000円を受け入れております。第3款諸収入では、設立準備委員会時の決算剰余金等91万3,426円を受け入れております。

歳出につきましては、23ページから25ページをお開き願います。

第1款議会費では、議員23名に係る報酬23万7,000円。議会開催時の費用弁償9万7,860円など議会運営に要する経費41万6,739円を支出いたしております。

第2款総務費では、第1項1目一般管理費において、県からの派遣職員1名分の給与及び各市町等からの派遣職員に係る手当等人件費といたしまして、合わせまして154万8,227円を、委託

料では、後期高齢者医療制度事務支援委託料といたしまして、人材派遣委託料2人分、92万1,375円。後期高齢者医療システム構築業務支援委託料といたしまして、福井システムズからシステムエンジニアの後方支援をお願いいたしました委託料に1か月分29万4,000円等、130万3,575円。

使用料及び賃借料といたしましては、事務所借り上げ料51万1,980円、事務機器借上料としまして、複写機のリース代といたしまして29万7,456円など102万4,334円を支出いたしました。

また、工事請負費といたしまして、4月からの派遣職員増員に伴う事務室拡張時の電気設備工事費29万9,775円を、備品購入費といたしまして、パソコン、机、いすなど事務用備品の購入費に122万円を、負担金補助及び交付金といたしまして、職員を派遣している市町に対し、派遣職員の人件費相当分633万2,517円を返戻いたしました。

第3項1目監査委員費におきましては、3月定例会開会時の監査委員の報酬及び費用弁償と合わせまして1万3,000円を支出いたしました。

なお、26ページの実質収支に関する調書につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、第20号議案 平成18年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、説明を申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○議長（谷口健次君） 以上で、提案理由の説明

は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

第20号議案につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程8 これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、1番木下章君の一般質問を許可します。

1番 木下章君。

（1番 木下章君 登壇）

○1番（木下章君） 敦賀市議会の木下でございます。一般質問通告書に基づきまして、先に可決されました福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に関連いたしまして、今後これに伴って規約規定類が策定されるものと思われますので、今後の課題として、2点について簡潔に質問を行わせていただきたいと存じます。

まず1点目として、保険料の減免措置についてでございます。

条例第19条により保険料の減免について減免を行う条件についてはうたわれておりますが、減免の内容、すなわちその率については触れられてはおりません。国民健康保険については減免ができるとされており、その減免率については保険者ごとに違いが生じていることはご承知のことと存じますが、県下の保険者の連合組織ともいえる後期高齢者医療広域連合で行う減免の内容は、統一したものでなければならないと考えます。そこで伺いをいたしますが、現在保険料の減免について、どのような検討が行われており、さらにその減免率について、内容も含めて第1点目として伺いをいたしたいと存じます。

2点目については、保険料の滞納対策についてでございます。

国民健康保険については、1年間の保険料滞納により資格証明書が交付されることとなっておりますが、同法第9条第3項によれば、保険証の返還及び資格証明書の発行については、老人保健法の対象者は除くと示されております。この老人保健法の対象者とはまさしく後期高齢者医療制度の対象者であり、医療制度の変更により今日まで老人保健法により擁護されてきた高齢者から保険証を取り上げるという結果にもつながりかねません。今回示されました後期高齢者医療制度は、保険料においては介護保険制度と同様の考え方に立っており、1年以上の滞納者に対しては資格証明書の発行となっているようではありますが、介護保険のように利用サービスが制限されるのとは異なり、医療にかかれないということから、命の危険にさ

らされることにもつながりかねません。

そこでお伺いいたしますが、この問題は制度発足後の1年をもって発生することになりますが、これらの問題についてどのように検討がされているのか、お伺いをいたしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

(今井広域連合長職務代理者 登壇)

○広域連合長職務代理者（今井理一君） 木下議員の質問にお答えいたします。

1点目の保険料の減免については、後期高齢者医療広域連合条例第19条により、災害等による財産の著しい損害や収入の著しい減少があった場合認められることとされております。この減免率等の実際の取扱いにつきましては、県内で一律に運用される後期高齢者医療制度として、統一的な基準が必要であるというふうに考えております。

今後、国の指導や、市町における国保の取扱いの状況も踏まえ、窓口業務を担っていただく市町と十分に協議を進め、年度内に統一した取扱いの方針を定めたいと考えております。

次に、2点目の保険料の滞納対策についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、老人保健制度では法律により資格証明書の発行はありませんが、後期高齢者医療制度におきましては、1年以上の滞納があった場合、原則として被保険者資格証明書を交付することとされております。この資格証明書の交付に当たりましては、機械的に交付するのではなく、保険料を少しでも納めてもらえるように、滞納者と接触する機会を通じて災害等の特別な事情がな

いか把握するなど、個々の滞納者の状況に応じたきめ細やかな納付相談を行って対応してまいりたい。なお、また具体的な取扱いにつきましては、保険料の減免についてお答えいたしましたのと同様に、国の指導や市町における国保の取扱いを踏まえ、実際の徴収窓口、相談窓口となる市町と十分に協議を進めて、年度内に統一した取扱いの方針を定めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○1番（木下章君） それではご回答いただきましたので、2点について再度お伺いをいたしたいと思います。

まず1点目は、年度内に一応基準率というか減免率を決められるということですが、当議会に対するいわゆる資料の提供等を含めて、一体どの時期に議会に対する説明が行われるのか、その辺について1点お伺いをいたしたいと思います。

さらに滞納の関係でございますが、年金からの天引きというように聞いておりますが、例えば一番最初の天引きが介護保険というように伺っています。そうなりますと、介護保険の滞納者イコール今の後期高齢者の保険料の滞納につながるのではないかとこのように思われるわけですが、それらも含めて、先ほど質問の中にもございましたけれども、いわゆる低所得者に対する対策をどうするかというのがこれからの高齢者対策としては必要ではないかというように考えますが、その辺についてのお考えだけお伺いを

いたしたいと思います。

以上です。

（今井広域連合長職務代理者 登壇）

○広域連合長職務代理者（今井理一君） ただ今の再質問につきましては、局長のほうからお答えいたします。

（田中事務局長 登壇）

○事務局長（田中嘉久君） まず、年度内に方針を決めるということで、広域連合長職務代理者から説明がございました。これは、各市町の国保の状況と、ご存じのとおりほとんど同じような取扱いがあります。しかし、国保の取扱いが市町の窓口ではかなり差があるということがありますので、そこらのことを含めまして市町と十分協議しまして、広域連合として年度内に方針を定めまして、3月の議会には何らかの形で経過を報告させていただきたいと思っております。

それから低所得者の対策についてですが、制度的にはどうしても保険料を負担していただかなければならないということがありますが、滞納が介護保険の場合とダブることもありますので、また市町での窓口の対応ということにもなりますので、先ほど職務代理者から答えましたとおり、丁寧にその方とよく相談をして納めていただく、あるいは少しでも分納という形で納めていただくというような納付相談を行うことで、丁寧な対応でさせていただきたいと思っております。それらの具体的な取扱いにつきましても、市町の国保の取扱いが若干違っておりますので、そうした点を含めまして、市町と協議して広域連合として統一的な取

扱い方針を定めていきたいと考えておりますので、
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷口健次君） 続きまして、4番、辻健一郎君の一般質問を許可します。

4番 辻健一郎君。

（4番 辻健一郎君 登壇）

○4番（辻健一郎君） 通告の順序に従い、ただ今から一般質問を行います。

理事者におかれましては、明快なご答弁を求めたいと思います。

我が国では、超少子高齢化社会を迎え、高齢者人口の増加や、医療技術の進歩に伴い老人医療費の急増など、公的医療制度を担う各自治体は、その財政は今後ますます厳しさを増すものであらうと、そう直感をいたしております。このような社会情勢を背景に新たな高齢者医療制度の創設、いわゆる75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療広域連合が平成19年、今年の2月1日に設立をいたしております。この広域連合による後期高齢者医療制度の運用につきましては、県全域を単位とした広域化により健全な財政の運営を図り、安定した医療保険の推進を目指すものであらうと思っております。超少子化社会に備え、国民の医療制度全体の将来を見通した画期的な制度であると、私も期待をいたしております。

そこで、今回は3点についてお尋ねをしてまいりたいと思います。

まず1点は、後期高齢者医療制度と国保並びに社会保険制度の違い、その点がどのところが違うのかお示し願いたいと思います。

2点目は、この制度は、被保険者はそれぞれ1人1人を単位としておるそうでございます。公平な原則でなければならないと思いますが、その点から特にこの場合は保険料を納付された方、あるいはまた滞納された方につきましては、各自治体は二重負担にならうというような懸念がされるわけでございます。そういったことで、今度の広域連合の医療制度につきましては、ましてこの公平なことが原則でなければならないと思いますが、その点、ご見解をお示しいただきたいと思います。

次に、3点目は20年4月1日から施行とお聞きしております。5か月足らずでございます。この広域連合として、そしてまた私ども市町がそれぞれの立場で広報等で周知徹底をし、対象者の皆さんに理解を得ることがまず最善の努力ではないかなと、そういう思いもいたしまして、連合長としての見解をお伺いいたします。

以上、3点につきまして、壇上からのご質問を終わります。

（今井広域連合長職務代理者 登壇）

○広域連合長職務代理者（今井理一君） 辻議員の質問にお答えいたします。

1点目の後期高齢者医療制度と国保並びに社会医療保険制度の違いにつきまして、お答えいたします。

後期高齢者医療制度においては、75歳以上及び65歳以上の一定程度の障害ある後期高齢者が対象となりまして、医療機関での窓口負担が3割負担の現役並み所得者を除き、通常は1割の負担となっております。これに対しまして、国保又は

社会医療保険制度の窓口負担は、70歳以下の方は3割の負担となっております。また70歳以上、75歳未満の前期高齢者の方は、3割負担の現役並み所得者を除き平成20年までは1割の負担、平成21年度からは2割の負担となっております。なお、診察等の医療給付そのものについては、現在、国において後期高齢者の心身等の特性を踏まえた診療のあり方について検討を進めているところでありまして、この点で若干の違いが生じてくるものと考えております。

次に、保険料の違いにつきましては、まず保険財政の点では、後期高齢者医療制度では1割相当を保険料で賄い、国保では4割相当を現役世代を含めた被保険者の保険料で賄い、社会医療保険制度では4割相当を保険料で賄うこととなっております。また、保険料算定では、後期高齢者医療制度では所得割、均等割の合計により保険料を算定し、賦課限度額は50万円となっております。これに対して、国保におきましては、所得割、資産割、均等割、世帯別平等割の4方式の合計により保険料を算定し、保険料の限度額は56万円となっております。社会医療保険制度で、給与等の所得のみを対象に保険料8.2%を算出しており、その限度額は540万円と定められております。

2点目の公平原則の見解についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、公的な医療保険制度を運営する立場として、被保険者に対する公平な取扱いを行うことは極めて重要であります。公平な運用を行うことが基本的な原則であると考えております。

このため、後期高齢者医療制度では、被保険者にそれぞれの所得割の負担能力に応じて、ルールに基づき一定の応分の保険料を負担していただくとともに、さらに低所得者等に対する軽減措置が講じられており、社会的な公平性が図られているとも考えております。

そして、後期高齢者医療制度における療養給付や医療給付、保健事業などの給付体制を整え、被保険者の皆さんがこれらのサービスを公平に受益できるよう努めてまいりたいと考えております。さらには、保険料を一生懸命まじめに負担している被保険者の皆様に不公平が生じないように、公平な徴収を進めることも必要であるというふうに考えております。

次に、3点目の制度周知についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、後期高齢者の皆さんに保険料の負担をお願いし、各保険者を通じて現役世代から財政的に支援をいただくことから、後期高齢者はもとより広く市民、町民の皆様に制度の理解を深めていただくことは極めて大切であり、制度の円滑な運営を図っていくためにも、広報周知の徹底が重要であると考えております。そこで、去る11月9日に北信越5県の広域連合が連携して国に広報の徹底を要望したところであり、国においてはリーフレットやポスターを作成し、年明けにも配布し、タブロイド版の新聞折り込みやマスコミを利用した広報を行う予定であるというふうに聞いております。広域連合としても広報チラシを作成し、市町と連携し県内全戸に配布すると

ともに、新聞を利用した広報を行う計画であり、また各市町においても、広報誌を活用した広報や説明会の開催等により広報に努めているところでありまして、今後とも市町を始め関係機関と連携協力し、広報周知に努力してまいる所存でございます。

以上、答弁といたします。

○4番（辻健一郎君） 今ほどの答弁の中に、まず被保険者1人1人が公平でなければならない。資料を見ますと、10月10日に嶺南一円、敦賀から高浜町までの皆さんがお寄りになって、それぞれ意見がここに掲載されています。その中でやっぱり保険料は滞納を見越した設定になっている。そうしますと、若い人で社会保険に入っている人がこれはやっぱり税金で賄うことが二重負担だということで、まじめに支払っている人にとっては不公平であるというような意見も出ておるわけですから。これはそれぞれ自治体は収納義務がございますけれども、広域でやっぱりカバーをしていただく、指導していただかなければ。国保で、そうでなくても自治体の事務量が多いものですから、国保ですと1世帯当たりが単位ですから、件数も少ないんですけども、この制度は1人が単位ですから、大幅に事務量も増えてくると思うんです。そういった事務量の増える分につきましては、やっぱり国のほうへ助けていただきたいということをお願いをしておきます。

それから、2番目の税と保険料の違いですけれども、税であれば地方税に基づいた執行ができると思うんですが、保険料については地方税に基づ

いた徴収執行ができるかどうか。それからもう1点は、口座があれば口座から引き落としは可能だと。それは当然だと思います。しかし、優先順位というものがあるんじゃないかな、そういう気がします。例えば保険であれば、介護保険がおそらくこの制度よりも上位にある。介護保険制度の保険料を差し引き、残った分はこの制度の保険料で引き落としができますけれども、口座にない場合は引き落としできません。そうすると、当然個別収納になる。地方の事務量が負担になる。その解決方法はどうか考えておられるのか、お尋ねをしたい。

それから3点目につきましては、今まで十分なご答弁をいただきましたので。各地域での懇談会の中でも、十分なご議論があったと思うんですけども、今後ともひとつこの4か月足らずですから、どうか議会に対しても十分な指導をしていただいて、円満に運営できるような方向性を生み出していきたいということです。

（今井広域連合長職務代理者 登壇）

○広域連合長職務代理者（今井理一君） 辻議員の再質問につきましては、事務局長のほうからお答えいたします。

（田中事務局長 登壇）

○事務局長（田中嘉久君） それでは再質問にお答えします。

まず、徴収についてであります。国保は国保税となっておりますので、当然これは税金としての取扱いになります。保険料は、この税金よりは優先順位が落ちます。税金の後の優先順位という

ことになりますので、その点若干徴収困難がありますけれども、滞納対策とかそういう面においては、ほぼ同じような取扱いとなっております。

それから、引き落としですが、これは80%の方が年金の中から特別徴収ということになります。確かに残りの方では、もう引き落としができないというような方も当然ありますし、そういう方につきましては、普通徴収ということになります。この方々の徴収対策というのは、やはり公平という点からも大きな問題になろうかと思っております。これにつきましては、先ほど申し上げましたが、市町と国保の取扱いとか等をよく検討いたしまして、どのような徴収のやり方がいいかということをして市町と十分協議して決めていきたいと思っております。

○4番（辻健一郎君） 今お答えいただきましたけれど、現在の事務量よりも世帯数が増えるわけですから、その事務量につきましては、国の方からの交付税算入とかそういうようなものがあるのかないのか。

（田中事務局長 登壇）

○事務局長（田中嘉久君） 徴収の業務といたすのは、基本的に市町村の業務になっておりまして、市町村の業務の基礎的なものについては、財政措置、交付税措置の対象になっているかと思いますが、厳密にそれらが交付税の徴収対策費としてどのような形で入るかということは、今ここで詳細を把握しておりません。後期高齢者分の徴収対策としまして、先ほど申し上げましたとおり、80%近くが特別徴収になりますが、もちろん1

人1人の難しい方もたくさんおりますから、業務量的には多いことになると思います。市町村に、これはお願いしながら徴収対策ということをして今後十分にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（辻健一郎君） これで私の質問を終わります。

○議長（谷口健次君） 以上で、通告による発言はすべて終了しました。

よって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ただ今広域連合長職務代理者より発言の申し出がありますので、これを許可します。

（今井広域連合長職務代理者 登壇）

○広域連合長職務代理者（今井理一君） 平成19年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会が閉会されるに当たり、一言お礼を申し上げます。

議員各位には長時間にわたりまして、提案いたしました関係各議案について慎重なご審議をいただき、本日ここに妥当なご議決をいただきまして、同意を賜りましたことにつきまして心から厚く御礼を申し上げます。審議の中で議論のありましたご意見やご指摘につきましては、これを十分に踏まえまして、今後の広域連合の運営に生かしてまいりたいというふうに考えております。

今後ともより一層のご指導をいただきますようお願い申し上げます。御礼のごあいさつといたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○議長（谷口健次君） 以上で、会議を閉じます。

これをもちまして、平成19年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

午後4時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成19年11月16日

福井県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 辻 健一郎

議長 谷 口 健 次

署名議員 富 永 芳 夫

署名議員 辻 健一郎